

第4章 各府省の評価結果

本章では、2001年度に各府省が行ったODAに関する主な評価結果の概要を説明します。各府省が行っているODA事業は、研修員等受入、専門家派遣、調査研究、国際機関等への拠出に大別され、評価対象のレベルとしては事業（プロジェクト）、施策（プログラム）、政策、評価時期としては事前、中間、事後に分類されます。

これまで、多くの府省がホームページ等で評価結果を公表してきましたが、今回、ODAを実施している関係府省が行っている主な評価が概観できるようにとりまとめを行いました。ここでは、原則として『政策評価に関する標準的ガイドライン』に基づき2001年度に実施した政策評価（一部にODA事業を含む政策／施策の評価を含む）を対象としており、その具体的な選定は各府省の判断に委ねました。政策評価以外の評価及び評価手法の調査・検討も各府省の判断で参考として掲載しました。

4.1 警察庁

組織犯罪対策を目的とするセミナーの実施（事後評価）

評価者：警察庁

■事業の概要／目的

警察庁では、昭和63年度以降、アジア諸国の法執行機関実務担当者を我が国に招致し、我が国の組織犯罪対策に関する取締法令、捜査手法、行政的な組織犯罪排除活動の手法、これらの変遷等を紹介することによって、組織犯罪の取締りに関する技術等の移転を促進するとともに、各国の組織犯罪の実態に関する情報交換を行うことによって、国際的な組織犯罪対策の推進に向けた協力関係の強化を図るため、「アジア地域組織犯罪対策セミナー」を実施している。

■評価概要

平成13年度、同セミナー参加国であるフィリピン及びインドネシア両国において、移転した技術等の定着状況を実地踏査するとともに、同セミナーの一層の向上を図るために、過去のセミナー参加者を含む法執行機関の実務担当者から意見聴取を行った結果、我が国の施策を参考とした、暴力団を含む組織犯罪に対する具体的諸対策の実施、防犯及び被害者保護施策の強化、関係機関相互の連携強化等の施策が講じられていることが確認されており、技術移転の効果が認められる。なお、警察庁においては、同セミナーに関する関係者からの要望等を踏まえ、その改善充実を図っている。

◇備考

上記は、『政策評価に関する標準的ガイドライン』に基づく政策評価ではないが、参考として掲載した。

注1) ODA評価においては、事前評価とは、ODAの政策策定段階で行われる評価、中間評価とは、ODAの実施中に行われる評価、事後評価とは、ODAが終了してから一定期間後に行われる評価である。但し、本章では、政策評価を主に取り上げていることから、政策評価法上の定義に従い、政策決定時点を基準として事前・事後に分類することとする。

4.2 法務省

国際連合に協力して行う研修、研究及び調査の推進（事後評価）
評価者：法務省

■事業の概要／目的

7回の国際研修等（延べ日数256日、延べ研修員127人）を実施した上、研究・調査成果を情報・資料等として提供し、国際協力に貢献するとともに、研修等対象国の刑事司法制度を確立する。

■評価概要

国際研修・セミナー等については、平成13年度に実施した研修等に際して実施した評価アンケートに対し、大部分の研修生が「大変良い」「良い」と回答している上、参加各国からも同様の評価及び新たな研修実施・研修生参加等に関する要望が多数寄せられていることから、適切な研修等であったと評価できる。また、年度当初計画に沿って研修・研究及び調査の成果をとりまとめて発刊などしており、適切な研究及び調査成果を上げられたと評価できる。

◇備考

・より詳細な情報は法務省のホームページ（<http://www.moj.go.jp/>）を参照

4.3 財務省

1. 開発途上国等における安定的な経済社会の発展に資するための多国間・二国間の協力（事後評価）
評価者：財務省

■政策の概要／目的

開発途上国等の安定的な経済社会の発展に向けて主に以下の取組を実施する一貧困削減、債務問題、ガバナンス支援、環境問題、開発への市民参加促進、開発における女性支援、アフガニスタンの復興及び周辺国支援、開発援助に関する広報、国際協力銀行の業務の見直し、国際開発金融機関の業務の改善、国際開発金融機関の増資交渉。

■評価概要

(1) 貧困削減への取組

国際協力銀行を通じた支援について、貧困削減に重点を置くとともに、国際開発金融機関を通じた支援については、我が国の出資金・拠出金を活用し、貧困削減に向け多面的な支援を行った。また、このような支援をより効果的なものとするため、途上国に対する政策アドバイスや能力構築（キャパシティ・ビルディング）支援を行った。

(2) 債務問題への取組

途上国に対し一時的な流動性支援を行うためにパリクラブ・リスケ（債務繰延べ）を行った。また、重債務貧困国（HIPC）に対しては、拡充HIPCイニシアティブに基づく債務救済を通じて、貧困削減への取組を支援した。

(3) 良い統治への取組（ガバナンス支援）

立法の整備や、健全な司法制度・有能な行政機構等の確立といった、良い統治（グッド・ガバナンス）

や法の支配の実現に向けた途上国の取組に対し、能力構築（キャパシティ・ビルディング）支援を行った。

(4) 環境問題への取組

環境問題に十分配慮した開発支援が国際的な課題となる中、国際協力銀行の新環境ガイドラインを策定した。また地球環境ファシリティーやクリティカル・エコシステム・パートナー基金を通じて途上国における地球環境保全・改善を支援した。

(5) 市民参加促進への取組

開発における市民社会やN G Oの役割が重要性を増す中、財務省・N G O定期協議会の開催、国際開発金融機関に対する出資金・拠出金の活用によるN G Oの能力構築支援、N G O参加の下での「国際協力銀行の環境ガイドライン統合に関する研究会」の開催、パブリックコメントの積極的な募集などを行った。

(6) 開発における女性支援

国際協力銀行を通じた支援において、女性への配慮を重視した。また、国際開発金融機関の出資金・拠出金を活用し女性の地位向上に焦点を当てた支援を行うとともに、国際開発金融機関の男女の均等な開発への参加及び開発からの受益の確保に向けた取組を積極的に支持した。

(7) アフガニスタン復興支援及びアフガニスタン周辺国支援

米国同時多発テロ事件後、アフガニスタン復興支援への機運が高まるなか、平成14年1月に、外務省と連携し東京でアフガニスタン復興支援国際会議を開催した。また、周辺国支援として、いち早くパキスタンに対する支援を行った。

(8) 開発援助に係る広報

我が国による途上国支援に対する内外の理解を深めるため、国際協力銀行の業務内容の紹介、国際開発金融機関を通じた支援の紹介、我が国支援の被援助国における紹介などを行った。

(9) 国際協力銀行の業務の見直し

厳しい経済・財政状況の下、O D Aも財政構造改革の対象となり、また、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）で事業の縮減を求められるといった環境を受け、平成14年度予算編成過程を通じて、徹底的な事業見直しを行った。また、外務省をはじめとする関係省庁とも連携しつつ、各種の抜本的な制度の改善を図った。

(10) 国際開発金融機関の業務の改善

平成13年7月に開催されたジェノヴァ・サミットにおいて、「国際金融システムの強化と国際開発金融機関」と題する報告書がG 7財務大臣から首脳に提出されたが、その中で国際開発金融機関の業務運営改善に向けた様々な提言がなされている。これら提言の取りまとめに積極的に貢献するとともに、各機関が提言を実現するよう促した。

(11) 国際開発金融機関の増資交渉

平成13年度中に行われた国際開発協会（I D A）の第13次増資交渉、及びアフリカ開発基金（AfDF）の第9次増資交渉を通じて、両機関の業務の有効性の一層の向上に資するような様々な方策の検討に積極的に参加した。

以上から、評価結果は次のとおり。

政策目標はほぼ達成した一国際開発金融機関に対する出資金等や国際協力銀行を通じた円借款により、途上国の貧困削減への取組を支援するとともに、米国のテロ事件にあたりアフガニスタン及びその周辺国に対して支援を行うなど、多国間・二国間の協力に積極的に取り組んでいる点は評価できる。

2. 国際協力・交流の推進（事後評価）

評価者：財務省

■政策の概要／目的

我が国援助の基本理念である開発途上国自身の自助努力を促す観点から、経済・社会開発や「良い統治」（グッドガバナンス）の担い手となる人材育成を支援する。

■評価概要

国際局及び財務総合政策研究所は、財政、税制、政策金融、為替制度等の分野についての知識・ノウハウ等に移転することを目的として、開発途上国の政策担当者を対象としたセミナーや専門家の派遣を実施した。また、関税局、税関、税関研修所及び税関中央分析所は関税制度の調和・統一並びに関税行政の国際協力・交流を推進することを目的として開発途上国の税関職員を対象とした受入研修・専門家派遣等を実施した。

- ① 研修・セミナー等の実施にあたっては、事前に被援助国のニーズ把握に努めるとともに、研修・セミナー終了時においても研修・セミナー等の参加者等に対しアンケートを行い、研修内容等に関する意見を聴取するほか、必要に応じ評価調査ミッションを現地に派遣した。これらの結果、様々な意見・要望があるものの、多くの参加者からカリキュラム、講義内容等について満足との評価が得られた。特に、援助側である日本の財務省や国際機関（世界銀行等）の職員と被援助側である参加者との意見交換の場をプログラムに取り入れること等により、オーナーシップ（自分自身の問題として認識すること）の意識を高めるべく参加者にも積極的に討論に参加してもらった。また、参加者から得られた、新たな要望や改善を要する点等については、次回の研修・セミナー等の企画及び実施の際に取り入れるよう努めた。
- ② また、新たに内容をより具体的なテーマに絞った「対外債務管理セミナー」（開発途上国の債務の返済をテーマとしたセミナー）の開催に見られるように、スクラップ・アンド・ビルド（事業の新設・改廃）を行うことで従来の枠にとらわれずにその時々々のニーズに則したものを機動的に実施した。
- ③ このように、開発途上国の経済発展に必要な制度・政策及び関税制度の調和・統一の促進に向けた税関実務についての知識・経験・ノウハウの提供を行い、国際協力・交流の推進に積極的に取り組んだ。このうち、専門家派遣については、いわゆる「米国同時多発テロ」の影響で、いくつかの案件が中止となったが、他方、受入研修・セミナーについては、コース数・人数ともに増加となった。
- ⑤ 他方、専門家の派遣については、開発途上国が抱えている課題にいかに取り組むべきかにつき、我が国有識者から積極的に専門的なアドバイスをを行った。それらアドバイスを受けて対象国が打ち出したマクロ経済政策等は、我が国を含む国際社会から積極的な支持を得ている。

以上から、評価結果は次のとおり。

政策目標はほぼ達成した一開発途上国の発展段階・経済構造に応じた適切な経済・社会の枠組みの制度設計に向けた知的支援（研修、セミナー、専門家派遣等）を積極的に行った点は評価できる。また、研修・セミナーの開催後の受講生に対する意見聴取の実施や評価のためのミッション派遣等により、被援助国のニーズを踏まえた国際協力・交流を推進しようとしている点は評価できる。

◇備考

- ・ より詳細な情報は財務省のホームページ（<http://www.mof.go.jp/jouhou/hyouka/top.htm>）を参照。
- ・ 上記は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき2002年度に実施した2001年度実績評価。
- ・ なお、世界銀行への拠出金により運営している開発政策・人材育成基金（PHRD基金）に関する評価調査を世界銀行に委託して実施し、2001年秋に公表している。

（<http://www.worldbank.org/rmc/phrd/DevImpactPHRD.pdf>）

4.4 文部科学省

1. 国際教育協力推進のための体制整備(事前評価)

評価者：文部科学省

■事業の概要／目的

大学の総合的なデータベースを構築することにより、大学が組織として開発途上国や国際機関からの協力を要請に答えるとともに、我が国が培ってきた教育分野での経験や特長を生かした国際教育協力を効果的・効率的に推進することを目的とする。

■評価概要

我が国の大学が培ってきた具体的な教育や研究の成果を生かし、開発途上国の開発協力を効果的に役立てることを促進する。また、大学の組織的な取組みを促すことにより、これまでの二国間協力のみならず国際機関のおこなうプロジェクトに対して、円滑かつ適切な対応を可能とする。

2. 国費外国人留学生制度（事前評価）

評価者：文部科学省

■事業の概要／目的

我が国と諸外国との国際文化交流を図り、相互の友好親善を促進するとともに、諸外国の人材養成に資することを目的。（非ODAを含む）

■評価概要

留学生の受入れは、世界の安定と発展のための「知的国際貢献」であると同時に、我が国と諸外国の相互理解の増進や友好関係の深化国際社会に対する知的影響力の強化等に資するとともに、安全保障にもつながるものであり、我が国にとって広く国益をもたらすものである。特に国費留学生制度は、その中心的な役割を有している。

3. ユネスコを通じた国際協力（事前評価）

評価者：文部科学省

■事業の概要／目的

全ての子どもの無償初等教育の完全普及、成年識字率の改善、初等中等教育における男女格差の解消、教育の場における男女平等の達成を目指す。また、途上国における科学の振興を目指す。（非ODAを含む）

■評価概要

ユネスコを通じて複合的、包括的な支援を通じ、開発途上国の教育、科学のレベルを引き上げることは、国際社会における教育、科学の重要性に鑑み、日本の国際協力を推進する上で極めて有益である。教育、科学を専門とする国際機関であるユネスコがその本来の使命を果たすには、教育及び科学の先進国である我が国政府が積極的に協力する必要がある。

◇備考

- より詳細な情報は文部科学省のホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/kekka/index.htm）を参照

4.5 厚生労働省

1. 国際労働機関が行う技術協力に対し積極的に協力すること（事後評価）

評価者：厚生労働省

■施策の概要

施策1. 国際労働機関（ILO）への任意拠出を通じて、ILO専門家等の活用により、以下のプロジェクトを実施する。

- ① 中国における創業訓練、マイクロファイナンス（貧困者に対する小口金融）等による雇用開発を通じた小規模の創業希望者を支援するプロジェクト
- ② カンボディア・ヴィエトナムにおける女性をターゲットとする職業訓練、意識啓発等を通じた女性の雇用・就業拡充を支援するプロジェクト

施策2. ILOへの任意拠出を通じて、アジア・太平洋地域を対象として、以下のセミナー及び研修事業を行う。

- ① 「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言（中核的労働基準：i. 結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認、ii. あらゆる形態の強制労働の禁止、iii. 児童労働の実効的な廃止、iv. 雇用及び職業における差別の排除）」の普及啓蒙を目的とした政労使三者構成地域セミナー（サブテーマ：強制労働）
- ② 児童労働撲滅を目的とした政労使三者構成地域セミナー（サブテーマ：性的搾取と労働に係る児童売買）
- ③ ILOの「労働安全衛生マネジメントシステムに関するガイドライン」の実践的な適用促進を目的とした政労使三者構成地域セミナー
- ④ 若年者雇用の促進を目的とした政労使三者構成地域セミナー
- ⑤ 途上国の労働・雇用政策行政官を対象に、日本を含むアジア2～3か国の労働・雇用政策の制度に関する研修を行うことを目的とした労働政策フェローシップ・プロジェクト

施策3. 任意拠出金を拠出し、「アジア太平洋地域技能開発計画」（APSDDEP）の事業活動等を支援するとともに、我が国において、我が国の有する経験、専門知識、施設等を生かしたセミナーの開催等の支援事業を実施する。

■評価概要

ILOやAPSDDEPを通じた本事業は、国際機関の豊富なネットワークと専門知識、ノウハウに加え、加盟国同士が相互に協力し合う仕組みにより、二国間協力ではカバーできない国々を含め、アジア太平洋地域の雇用・労働分野における諸問題の解決に関して、幅広くかつ効率的に貢献している。我が国の協力についても、APSDDEP支援事業のアンケート調査で、セミナー等開催に際する事前の情報提供や開催日数の増を求める声も見られるなど、個々の活動の進め方については改善の余地があるものの、全体として、各国政府及び労使団体より高い評価を得ており、国際機関の活動に協力し、国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進する目標の達成に貢献している。

2. APECの人材養成分野の活動に対し協力すること（事後評価）

評価者：厚生労働省

■政策／施策／事業名

施策1. 対象国の現地日系企業の研修施設等を活用し、現地の地域住民に対して基礎的な技能を習得させる

ための長期の研修事業（A P E C人材養成技能研修事業）、A P E C域内の人材養成政策担当者等を対象として、域内の人材養成のあり方について議論する官・民代表者等による国際会議（A P E C人材養成国際フォーラム）及び開発途上国における物流管理、生産管理に携わる指導的立場のホワイトカラー労働者に対し、民間企業を活用して必要とされる知識・技能を習得させる研修事業（A P E Cホワイトカラー能力開発研修事業）を実施する。

■評価概要

我が国は、A P E C域内の人材養成分野の活動に対する協力として、官民の特長を活かした効果的な手段により、技術面の協力、先進的な事例等の情報を共有する機会の付与等を行っており、その成果についても、参加者及びA P E Cの人材養成分野における技術協力の推進を担うA P E C人材養成作業部会からも高い評価を得ており、A P E Cの人材養成分野での協力を通じ、アジア太平洋地域内の経済格差の是正、持続的な経済成長に貢献している。

3. 福祉医療分野における人材育成のための技術協力を推進すること（事後評価）

評価者：厚生労働省

■政策／施策／事業名

施策1. 東南アジア諸国等開発途上国の行政官等に対して、社会保障、保健医療等に関する研修を行う。

施策2. 開発途上国の社会保障、保健医療分野における制度作りや人づくり支援を行うことができる日本人専門家を養成するため、海外において研修を行う。

■評価概要

過去、厚生分野での研修卒業生は全開発途上国で2,500名を超え、東南アジア諸国のみで2,000名を超えている。各国平均で約200名の中央政府職員を育成しており、対象機関がほぼ保健省と社会福祉省に限られていることを考慮すると、各省幹部の相当数が研修を卒業していることとなり、その影響力及び貢献は図りしれず、各国政府から多大な感謝と高い評価を得ている。また、日本人専門家養成事業についても、技術移転による途上国の専門家の質的量的向上に貢献している。

4. 労使関係、労働分野における人材育成のための技術協力を推進すること（事後評価）

評価者：厚生労働省

■政策／施策／事業名

施策1. ①開発途上国労働問題労使協力事業：勸日本ILO協会を推進母体として、日本国内の労使団体がアジア・太平洋地域開発途上国の労使団体を対象に労働問題に関する過去の経験やノウハウを伝え、当該開発途上国の労働問題解決に役立ててもらうことを目的として、日本国内及び海外においてセミナーを実施する事業に対し、国庫補助を行う。②開発途上国人事・労務管理者育成事業：アジア地域及び東欧の開発途上国を対象に人事・労務管理能力の向上を図り、各国の経済発展を推進することを目的として、勸日経連国際協力センターが、当該諸国の人事・労務管理を担当し、企業等の組織においてリーダーシップを有する中堅幹部を我が国の企業に受入れ、研修を行う事業に対し、国庫補助を行う。

施策2. 九州・沖縄サミット（平成12年7月開催）において採択された「グローバルな情報社会に関する沖

「繩憲章」の趣旨に基づき、国際的なデジタル・ディバイド（情報格差）の解消に資するべく、開発途上国のIT人材の養成に貢献するため、我が国ODAの重点地域であるアジア地域のうち、ITの導入が遅れている中国、インドネシア、フィリピン、タイ、ヴェトナムの5ヶ国より現地企業のITに係る指導者等を招聘し、経営におけるITの活用方法やIT人材育成方法等に関する約1ヶ月間の国内研修を行い、さらに、国内研修修了者の帰国後に同研修修了者による研修成果の普及・伝達等を目的とした研修を、現地企業の指導者等を対象として上記5ヶ国において行う、ITに係る開発途上国を対象とした研修事業を実施。

施策3．開発途上国における工業化の進展等に伴う技能者不足に対処するため、開発途上国における職業訓練体制の整備充実を目的として、我が国で職業訓練指導員を養成する唯一の専門的施設として設置運営されている職業能力開発総合大学校長期課程（4年間）及び研究課程（2年間）において留学生を受入れ、職業訓練指導員として必要な専門科目、指導技法、訓練開発施設の運営管理ノウハウに至るまで幅広い分野にわたる技術、知識を付与する「外国人留学生受入事業」を実施。

施策4．①開発途上国から民間企業の在職労働者を研修生として受入れ、将来これら諸国の民間企業において指導的立場に立つ者を養成する「国際技能開発計画」、②開発途上国で将来熟練労働者となる青年を我が国へ受入れ、高度な産業技術に係る職種を中心として技能を修得する「外国人基礎技能研修生受入事業」、③外国人研修生受入れ企業等に対する各種の指導、援助を行う「外国人研修指導、援助事業」、④技能実習制度の適正かつ円滑な推進を図るための「技能実習制度推進事業」を実施。

■評価概要

アジア・太平洋地域開発途上国における労使関係安定に資するための人材開発・育成に対し、我が国の労使団体の自主的な協力を得て支援を行うことは、各対象国に対し、より実践的で細かいニーズに沿った事業が行えるものであり、各国からの高い評価を得ているところである。また、継続的な支援により、日本企業の海外進出等に不可欠な人的ネットワークの構築及び最新情報の取得等のメリットもある。ITに係る開発途上国を対象とした研修事業は、開発途上国の民間企業におけるIT導入の際に必要な人材育成に焦点を当て、企業内の指導者層を対象を絞って実施したことや現地経営者団体の協力を得たことにより、波及効果が十分に得られ、効果的・効率的な実施が図られた。一般の労働者に対するITに関する基礎的な職業訓練と同様に必要となっているIT導入に伴う人材育成のノウハウを提供したことにより、開発途上国の企業内においてその必要性・重要度が認識されたと考えられ、人材の育成というソフト面から国際的なデジタル・ディバイドの解消に貢献できたと言える。外国人留学生受入事業、国際技能開発計画及び外国人基礎技能研修生受入事業については、我が国における技術・技能の開発途上国への移転を図ることを目的として実施しており、技術移転の効果が認められるとともに関係各国等から高い評価を受けている。しかし、より一層の効果的かつ効率的な技術・技能の移転を図る観点から、必要に応じ所要の見直しを行うこととする。また、外国人研修指導、援助事業及び技能実習制度推進事業は、我が国における技術・技能の開発途上国への移転を図ることを目的とする外国人研修・技能実習制度の適正かつ円滑な推進を図るために実施しており、技術移転の効果が認められる。なお、今後においても、より一層適正かつ円滑な制度の運営が図られるよう、また、効果的かつ効果的な指導、援助が行われるよう、必要に応じ所要の見直しを図ることとする。

◇備考

- ・より詳細な情報は厚生労働省のホームページを参照
(<http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/jigyoku/02jisseki/index.html>)

4.6 農林水産省

1. 食料・農業・農村に関する国際協力(事後評価)

評価者：農林水産省

■政策の概要／目的

世界の栄養不足人口は約8億4千万人(1998—2000)と言われ、その95%が開発途上国に集中している中、1996年の世界食料サミットにおいて世界の食料安全保障の達成と2015年までに栄養不足人口を半減するとの目標が宣言された。その5年後会合においてもこの目標が再確認され、各国はその取組の強化が求められている。

我が国としては、飢餓・栄養不足の解決や世界の食料安全保障の達成に資するため、開発途上地域のニーズに則し、これらの地域における食料、農業、農村に関する国際協力を積極的に推進する。(非ODAを含む)

■評価概要

食料、農業、農村に関する国際協力は途上国が真に必要とするべきものであり同時に我が国に悪影響を及ぼすものであるべきではないとの観点から、各事業毎に毎年度事業終了後、相手国政府関係者にアンケートを行った。その結果382件を回収し、事業内容が対象国のニーズに合致していたかどうかとの間に対し91.3%の割合で適応しているとの回答を得、事前のニーズ把握は一定程度行われているとの結果となった。一方、我が国農業の実情や政策について理解しているかどうかとの間に対しては71.9%と、我が国の農業の実情や政策等への理解は十分に進んでいるとは言えない状況であった。今後WTO交渉が本格化していく中で、国際協力については、我が国の外交政策や国益に関する重要な政策との連携を図ることが重要であり、我が国農業の実情や政策等に対する理解の促進に資するとの観点を踏まえつつ、効果的・効率的な活用に必要なことである。

- ・相手国ニーズへの適応度：91.3%（達成ランクA）
- ・我が国の農業政策等への理解度：71.9%（達成ランクB）

(※達成ランクについては、達成度合90%以上をA、50%以上90%未満をB、50%未満をCとする。本政策については、達成目標を100%としているため、上記適応度及び理解度の割合がそのまま達成度合いとなる。)

2. 森林の多面的機能の発揮(事後評価)

評価者：農林水産省

■政策の概要／目的

適切な森林整備を通じて、木材の生産のみならず、国土の保全や水源のかん養、地球温暖化の防止、自然環境の保全等の森林の多面的機能の持続的発揮を図った。(非ODAを含む)

■評価概要

開発途上国を中心に、依然として森林の減少・劣化が進んでいる中で、持続可能な森林経営の実施が課題となっている。そこで、我が国が行っている熱帯林の保全等に関する調査及び支援事業が相手国の持続可能な森林経営にどの程度寄与したかを把握するため、相手国政府関係者等にアンケートを行った。その結果、事業を実施した全ての相手国(5ヵ国)から持続可能な森林経営に寄与したとの回答が得られた。今後も、途上国における持続可能な森林経営に寄与することにより、地球温暖化の防止や自然環境の保全を図る必要がある。

(国際協力関連) 海外における持続可能な森林経営への寄与度：100% (達成ランクA)

3. 国際的な水産資源の管理と利用 (事後評価)

評価者：農林水産省

■政策の概要／目的

国民に水産物を安定的に供給するため、我が国の排他的経済水域等の水産資源のみならず、排他的経済水域等以外の水域の水産資源を持続的に管理・利用する政策を推進する。(非ODAを含む)

■評価概要

水産資源の持続的利用のためには、科学的根拠に基づき資源を大切にしながら漁獲を行うことが重要である。このような観点から、国際的な管理を要する水産資源の適切な保存及び管理を図るための国際機関による資源対象魚種数及び、我が国漁業の漁場の維持・開発を図るための漁業協定数を把握することにより、国際漁業機関等における資源管理への協力、操業に関する各種協議、入漁国への技術協力、合弁事業等を評価した結果、

- ① 資源管理対象魚種については、大西洋まぐろ類保存国際委員会等各国国際漁業機関における科学委員会等での評価も踏まえ、前年と同一魚種について資源管理を行うこととなり、前年と同数の69魚種となった。
- ② 漁業協定数については、各種入漁交渉、ミクロネシア、モロッコ等各国に対する技術協力等の推進により、既存の漁業協定が維持されたものの、新たな漁業協定の締結には至らず、前年と同数の48協定になった。

今後も公海及び外国水域における水産資源の適切な保存及び管理を図りつつ、我が国漁業の漁場の確保を図るため、国際的な枠組みへの協力、操業に関する外国との協議等を推進する。

- ・国際漁業機関による資源管理対象魚種数の維持・増大：69魚種 (達成ランクA)
- ・漁業協定数の維持・増大 (民間協定を含む)：48協定 (達成ランクA)

◇備考

- ・より詳細な情報は農林水産省のホームページを参照

食料・農業・農村に関する国際協力

<http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/13/cont/13kekka09.pdf>

森林の多面的機能の発揮

<http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/13/cont/13kekka53.pdf>

国際的な水産資源の管理と利用

<http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/13/cont/13kekka63.pdf>



大学で養殖された蝦夷アワビ (チリ)

4.7 経済産業省

1. 開発調査協力（事前評価）

評価者：経済産業省

■施策の概要／目的

開発途上国の経済発展のために効果的な技術協力施策を講じていくための基礎とする。

■評価概要：

(1) 海外開発計画調査事業

本事業によって途上国の経済・産業の実態や各種制度の現状等に関する情報の収集・分析を実施し、立案・計画の知見や経験を提供することで、開発途上国の健全な経済発展を効率的かつ効果的に実現していくことが可能となり、特にこのような政府ベースの調査協力手段は本事業のみであることから、手段は適正である。また相当額の経済効果が見込まれ、政策的な効率性は高い。さらに本事業は政府間技術協定等を結んだ形で実施する政府ベースの調査協力であるため、政府以外に負担を求めるべき性質のものではなく、本事業の受益者負担の観点から適切。

(2) 資源開発協力基礎調査事業

本事業によって、鉱山開発数が増加することが見込まれ直接的な外貨獲得源となり、開発途上国の発展に一層資することとなることから、手段は適正である。また相当額の経済効果が見込まれ、政策的な効率性は高い。さらに本事業は政府間技術協定等を結んだ形で実施する政府ベースの調査協力であるため、政府以外に負担を求めるべき性質のものではなく、本事業の受益者負担の観点から適切。

(3) 経済構造改革支援事業

本事業をもとに国の制度が改善あるいは構築された場合、その経済効果は明らかにコストより大きく、政策的な効率性は高い。さらに本事業は公益性が高く、受益者負担の観点から適切。

(4) 海外中小企業技術協力事業

本事業は、間接的な政策支援によって代替できるものではなく、手段は適正である。また、プロジェクトが具体化し我が国企業が受注した場合に低コストで相当額の経済効果が見込まれ、政策的な効率性は高い。さらにプロジェクトの形成において、初期段階でのコスト負担は多大なリスクを伴うものであり、現行の補助率は妥当。

(5) 経済自立型プラント建設協力等事業

本事業は、間接的な政策支援によって代替できるものではなく、手段は適正である。また、プロジェクトが具体化し我が国企業が受注した場合に低コストで相当額の経済効果が見込まれ、政策的な効率性は高い。さらにプロジェクトの形成において、初期段階でのコスト負担は多大なリスクを伴うものであり、現行の補助率は妥当。

2. 人材育成協力（事前評価）

評価者：経済産業省

■施策の概要／目的

開発途上国の産業基盤の強化、貿易投資の自由化・経済統合に向けた取り組みに係る人材育成を支援し、経済発展基盤の整備を支援する。

■評価概要**(1) アジア生産性向上事業**

本事業は専門家派遣、研修の両方の手段を組み合わせるため、手段の観点から適正。また研修生の研修後生み出す利益及び経営にもたらす効果、専門家派遣後に派遣先企業に与える利益及び経営にもたらす効果はコストを上回ると見込まれ、政策的な効率性は高い。さらにA P Oの加盟国政府が費用負担することになっている事業であるため、受益者負担の観点から妥当。

(2) 貿易投資円滑化等協力研修生受入事業

本事業は将来有望な人材を集中的に育成するために受入研修及び海外研修を組み合わせるため効果的に実施。他の手段では、本事業で目標とする人材を育成することは困難であることから、手段の観点から適正。また研修生の研修後生み出す利益及び経営にもたらす効果はコストを上回ると見込まれ、政策的な効率性は高い。さらにA P E C大阪会合の際に国際約束した案件であり、受益者負担を求める性質ものではないため、受益者負担の観点から妥当。

(3) 経済産業人材育成支援研修事業

本事業は将来有望な人材を集中的に育成するために受入研修及び海外研修を組み合わせるため効果的に実施し、手段の観点から適正。また研修生の研修後生み出す利益及び経営にもたらす効果はコストを上回ると見込まれ、政策的な効率性は高い。さらに中小企業／大企業、開発途上国／後発開発途上国等の別によって3種類の補助率で運用することとしており、受益者負担の観点から妥当。

(4) 経済産業人材育成支援専門家派遣事業

本事業は企業の現状に即した課題改善可能な人材を育成するために専門家派遣を効果的に実施し、手段の観点から適正。また専門家派遣後に派遣先企業に与える利益及び経営にもたらす効果はコストを上回ると見込まれ、政策的な効率性は高い。さらに中小企業／大企業、開発途上国／後発開発途上国等の別によって3種類の補助率で運用することとしており、受益者負担の観点から妥当。

(5) 留学生受入推進等事業

本事業は、官民一体での支援によることでより少ない補助金で、より多くの留学生に対して支援が可能。また国費留学生に比べ、公的宿舍入居率の少ない私費留学生を対象にし宿舍提供を行う適正な事業であり、手段の観点から適正。また官民協力による事業により、安価で良質な民間企業の社員宿舍を提供し事業規模に対する費用対効果は大きく、寮に入居することにより社員等と留学生との日常生活を通じた交流による相互理解の促進も図られ、政策的な効率性は高い。さらに社員寮入居留学生は社員と同じ条件で入居することから、必要な経費負担は受益者負担となっており、受益者負担の観点から妥当。

(6) 海外技術研修協力等事業

本事業は各国の知見を集結してアジア各国で使用できる研修カリキュラム及び教材を開発することを目的としているため、共同研究の手段を選択。他の手法では当該目的の達成は困難であり、手段の観点から適正。またA P E Cの予算の一部を得ており、当省の予算以上の規模の事業を展開を可能にしていることから、政策的な効率性は高い。さらにA P E C予算で相当程度の費用を負担しているため、受益者負担の観点から妥当。

(7) 海外技術研修協力等事業

外国人研修生に対して適切かつ円滑な研修を推進していくためには、受入れ企業側及び外国人研修生の双方に対してセミナー、相談、情報誌発行の手法を行っていくことが不可欠であり、本事業は手段の観点から適正。また平成11年度と平成12年度を比較した場合、当省からの補助金が減少したにもかかわらず、説明会、相談件数、情報誌発行部数が増加しており、事業内容の質的向上がなされ、研修生、技術実習生の受入れも増加していることから、外国人研修生の受入れ拡大と円滑化に寄与しており、政策的な効率性は高い。さらに熟練技術・技能の移転を推進し、同時にその質的向上を確保していくためには高い公益性

を勘案し、2分の1補助によって本事業の実施を確保・推進していくことが不可欠であることから、受益者負担の観点から妥当。

(8) 海外協力センター事業

タイ国には研修実施機関であるTPAがあるため、経済産業人材育成支援事業に加えて特に本事業を行い、効率的に人材育成を実施することから、本事業は手段の観点から適正。また研修生の研修後生み出す利益及び経営にもたらす効果はコストを上回ると見込まれ、政策的な効率性は高い。さらにTPAの厳しい財政状況を受けて75%補助に変更して以降運営に問題が無いため、受益者負担の観点から妥当。

(9) 海外コンサルティング活動振興事業

知的支援技術の向上を図るためには座学による知見・知識の習得が重要であり研修の実施は適切であるとともに、コンサルタントの国際競争力向上のために、国際機関等との人的及び情報のネットワークを構築するが重要であるため、本事業は手段の観点から適正。また海外コンサルティング市場の拡大に貢献することが見込まれ、投入コストを上回る効果が見込まれることから、政策的な効率性は高い。

3. 開発途上国との共同研究を通じた我が国の技術協力（事前評価）

評価者：経済産業省

■施策の概要／目的

開発途上国に固有な技術開発課題を解消するとともに、我が国研究機関との共同研究を通じて開発途上国の研究開発能力の向上を図る。

■評価概要

本事業と同等の効果をを得るために、2種類のプロジェクトを複合させた場合のコスト、効率を考慮すると、本事業は手段の観点から適正。また実証実験によって得られた結果の実用化による経済効果は事業に係るコストを大きく上回ることが見込まれ、政策的な効率性は高い。さらに本事業は開発途上国の研究機関と共同で研究し研究成果は広く公表するため、公益性が高く受益者に負担を求めるものではないため、受益者負担の観点から妥当。

4. 資金協力案件形成施策（事前評価）

評価者：経済産業省

■施策の概要／目的

我が国企業等の優れた技術・ノウハウを活用して、開発途上国における持続的な経済成長等に資する円借款プロジェクトの発掘・形成推進等を図る。

■評価概要

本事業の実施により、我が国企業等が参画できる円借款案件が実現した場合には、事業の効率的実施、途上国への我が国からの優れた技術移転等の援助の質的向上の効果に加え、我が国への相応の経済効果が期待できる。また、円借款案件は、商業性、収益性が低く、案件を発掘・形成した主体が必ずしも参画できるとは限らないことから、提案公募方式による円借款候補案件のF/S作成の委託等を行う本事業は、規制緩和等他の手段による代替可能性はなく、手段の観点から適正。

◇備考

- ・より詳細な情報は経済産業省のホームページ (<http://www.meti.go.jp/>) を参照。
- ・経済産業省は、GAP事業の評価を2001年度に外部委託で実施した。
- ・経済産業省は、地球環境・プラント活性化事業の評価フォローアップ事業を2001年度に外部委託で実施した。
- ・経済産業省は、経済産業人材育成支援事業評価システム構築を2001年度に外部委託で実施した。

4.8 国土交通省

インフラプロジェクトの効果分析調査

評価者：国土交通省

■施策／政策／事業の概要

開発途上国においては、各国の開発計画、戦略、政策等に基づき、個別案件を具体化させるというプロジェクト形成段階のノウハウ、知見が十分でない場合が多く見られる。このような状況に対して、国土交通省の有するノウハウ、知見を活用したプロジェクト形成の支援を開発途上国政府に対して行い、効率的かつ効果的なインフラ整備に寄与する「プロジェクト形成推進事業」を実施している。

本調査では、プロジェクト形成推進事業により建設計画事前調査を行ったバングラディッシュにおける道路インフラプロジェクトの整備効果の分析を行った。

■評価概要

バングラディッシュ国内における道路橋梁整備前後の相対的な比較において、生産物の流通に着目した場合の周辺住民の所得の変化、医療サービスの受診機会の変化、企業進出による雇用機会の変化等を把握するため、地域住民、流通業従事者、交通関係従事者等を対象にヒアリング調査を実施した。

ヒアリング結果から、橋梁の整備により地域住民の収入が増加し、その結果として生活の質の向上が図られたことが伺えた。

◇備考

上記は、「政策評価に関する標準的ガイドライン」に基づく政策評価ではないが、参考として掲載した。



整備された教室での授業の様子（フィリピン）

4.9 環境省

1. 諸外国との情報及び意見の交換、国際会議への積極的参加（事後評価）

評価者：環境省

■事業の概要／目的

地球サミット及びアジェンダ21のフォローアップに積極的に貢献を図る。国連環境計画（UNEP）が行う国連諸機関の環境保全活動の調整及び管理、国際協力等の推進を図る。（非ODAを含む）

■評価概要

国連、エコ・アジアなどの枠組みによる国際会議等への積極的参画を通じ、同地域及び地球規模の環境問題に対する国際的協調に貢献が行われている。こうした取組を踏まえ、エコアジア長期展望プロジェクト（LTPP）のエコ・アジア2001への最終的報告など、各種の具体的連携・環境協力の枠組みが進展している。

2. 自然環境保全と自然とのふれあいの推進に係る国際協力（事後評価）

評価者：環境省

■事業の概要／目的

国際的に重要な湿地の保全等に関する国際協力を進め、また、世界遺産条約に基づいて指定された自然遺産の保全に協力している。さらに、国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）、国際自然保護連合（IUCN）の活動の支援等を実施している。（非ODAを含む）

■評価概要

アジアの湿地保全に今後とも支援を行う必要がある。我が国の協力を要するアジアの途上国の自然遺産登録地が明らかとなったため、今後、保全管理の実行計画案の策定等が期待される。国際的なサンゴ礁保全に十分な効果を挙げており、今後は、国内のモニタリング等の充実、東アジア各国の取組への支援・連携の拡充が重要である。東アジアの保護地域の適正な保全管理に今後とも貢献する必要がある。

3. 地球温暖化対策に係る開発途上国の支援等（事後評価）

評価者：環境省

■事業の概要／目的

地球温暖化の防止を図るためには、途上国の参加が不可欠であり、クリーン開発メカニズム（CDM）活用にあたっての課題を解決することが重要。途上国による取組強化の実現に向けて、途上国の自助努力を促進する必要がある。（非ODAを含む）

■評価概要

CDMの基盤整備は、技術マニュアルの作成に着手するなど検討が進んでおり、今後も取組を進めることが必要。また、CDMによる削減ポテンシャルを明らかにする必要がある。地球温暖化アジア太平洋地域セ

ミナーを実施し、地域協力の具体化に向けた合意形成を積み重ねて来ており、途上国の人材育成等に着実に効果を上げているが、国別報告の改善に向けた議論など、途上国の人材育成及び技術支援を強化することが必要。

4. 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク (E A N E T) の構築、拡充・強化 (事後評価)

評価者：環境省

■事業の概要／目的

共通の手法を用いた相互に比較可能で信頼性の高いデータを整備、評価することにより、東アジア地域における酸性雨問題の現状と将来について参加各国間の共通の認識を醸成すること等を目指す。(非ODAを含む)

■評価概要

E A N E Tの試行稼働が政府間会合で成功したと評価され、本格稼働への移行が図られたことは地域協力の進展に向けた大きな成果。しかし、東アジア地域全体としての酸性雨の状況を明らかにするためには、さらに参加国でのキャパシティ・ビルディングが必要。また、地域全体の酸性雨対策の枠組み作りのためには更なる科学的基盤づくりが必要。段階的に参加国を拡大し、地域の全ての国をカバーすることが必要。

5. 自然資源保全・管理への取組 (事後評価)

評価者：環境省

■事業の概要／目的

砂漠化対処条約に基づく諸活動の実施支援等を実施する。(非ODAを含む)

■評価概要

砂漠化対処条約に基づくプロジェクトの支援等により、一定の成果を挙げてきた。今後、総合的な国際戦略及び我が国としての貢献のあり方に関する検討を進める必要がある。

6. 環境協力施策を推進するための枠組みづくり (事後評価)

評価者：環境省

■事業の概要／目的

途上国の環境保全支援を促進するため、環日本海環境協力会議 (N E A C) などの地域的な環境フォーラム等の枠組み作りを推進している。(非ODAを含む)

■評価概要

地域、地球規模の環境問題への取組への共通認識の形成が進んでいるとともに、継続的取組が生まれるなど、地域内の環境協力が進展している。一方で、根本的な問題解決に向けて、枠組み作りを今後とも充実・強化する必要がある。

7. 国際協力の円滑な実施のための国内基盤の整備（事後評価）

評価者：環境省

■事業の概要／目的

専門家養成研修、技術移転を対象とした資料の作成、環境協力に関する資料の提供、日中環境協力情報交流事業、環境協力専門家データベースの作成を行っている。

■評価概要

環境協力専門家の育成に努めているが、ニーズの多様化等にもとない必ずしも十分な成果を上げるに至っていない。しかし、国内基盤の整備は、情報の公開等を通じ環境協力のすそ野を広げている。環境省は、地方自治体環境部局との連携を持ちつつ引き続き国内基盤の整備を充実する必要がある。

◇備考

- ・より詳細な情報は環境省のホームページ（<http://www.env.go.jp/guide/seisaku/h13/hyoka.html>）を参照。
- ・環境省が行った事務事業を基本単位として政策評価を実施しており、当該評価は、ODA事業の評価を含んでいるが、ODA事業だけを対象としたものとはなっていない。このため、上記は、政策評価結果からODA予算による事務事業に係る部分を中心に抽出し、掲載している。
- ・環境省は、「環境協力事業評価手法調査」を1998年度から2000年度にかけて、「環境ODAの環境改善効果事前評価手法の開発に関する基礎調査」を2001年度に外部委託で実施した。



小児患者を抱き上げる医療スタッフ
(カンボジア)



小学校の授業風景（パキスタン）